

2020年4月23日

日本基督教団 東京教区 千葉支区長 岸 憲秀

日本基督教団 東京教区 2020年度 千葉支区総会についての重要なお知らせ

千葉支区総会 議員各位

イースターの喜びのうちに復活の主を崇めます。

現在、コロナウイルス感染拡大により、各教会・伝道所が礼拝をはじめとする諸活動にひとかたならぬ配慮をなしておられることと存じます。また、感染し苦しみのうちにある方々やその不安の中にある方々の平安を祈り、また、不幸にして罹患により地上の歩みが閉じられた方々のご遺族の慰めをお祈りします。

さて、そのようななかで千葉支区定期総会は4月27日に開催するよう準備がなされてまいりました。さきに、各教会・伝道所に対して出席意向の調査をさせていただき、昨日、返信の締め切りとさせていただきました。その結果、29名が出席意向で、この数は総会成立条件である総会議員総数の五分之一（支区規則第7条）を満たしております。

しかしながら、支区長として、以下の三点を理由に、4月27日の支区総会の開催を見合わせたいと思い、ご通知申し上げます。ご通知申し上げます。

- 1、総会出席の意向で示された人数は総会成立条件を満たしていますが、この人数は総会を開催するにはあまりに少なく、とりわけ「支区規則改定」議案を審議するにはあまりにも少数であることを留意する。
- 2、コロナウイルスの感染拡大の状況が収束に向かっているとは言い難く、長い時間の会議をすることに不安を覚えるとともに、会場までの公共交通機関の利用などでも不安があること。
- 3、何よりもいくつかの教会で共同礼拝への出席もままならない状況下で、総会に出席を求めることは躊躇せざるを得ない。

なお、准允式と議題とせられている事柄について、法定議案の取り扱いと「支区規則変更」議案の取り扱いについては、以下のようにしたいと考えます。

- 1、准允式については別途ご案内します。
- 2、法定議案については常任委員会に一任をいただき執行させていただきます。
- 3、「支区規則変更」議案については、しかるべきときに臨時総会を行うか、次年度定期総会の議案とさせていただきます。
- 4、法定議案についても上記臨時総会もしくは次年度定期総会において「追認」をいただくこととします。

以上、2～4について反対の方は4月30日正午までに、支区長宛にFAX(043-222-3687)にてご連絡ください。

コロナウイルス感染拡大が一日も早く収束し、人々の不安が取り去られ、日常生活が戻されること、何よりも礼拝を始め諸教会の活動が平常に戻される日がくることを心よりお祈り申し上げます。

以上